

大阪市告示第915号

次の施設について、大阪市立青少年野外活動施設条例（昭和51年大阪市条例第70号）第4条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和8年11月16日（月）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立信太山青少年野外活動センター	令和9年1月19日（火）

（こども青少年局企画部青少年課）